## 2. 令和2年度地下水質測定結果について

#### 1 測定の概要

県では、水質汚濁防止法の規定に基づき、毎年測定計画を作成し、国土交通省及 び高知市と分担して、地下水の水質測定を行っています。

調査の方法は、あらかじめ地下水質の概況を把握するための「概況調査」を行い、 その中で環境基準値を超過するものがあった場合は、「汚染井戸周辺地区調査」で 汚染範囲を把握し、「継続監視調査」で継続して水質の変化を確認しています。

#### 2 調査地点数

#### (1) 概況調査

市町村単位の概況調査を順次行っており、令和2年度は下記の15市町村で調査を 実施しました。

市町村名	①高知市	② 室戸市	③ 安芸市	④ 南 国 市	⑤ 土 佐 市	⑥四万十市	⑦ 奈半利町	8 田野町	9 安田町	⑪ 北 川 村	⑪芸西村	⑪ い の 町	① 佐 川 町	越知町	⑮ 日高村	合計
調査 井戸数	6	1	2	1	3	2	1	1	2	1	2	3	2	2	1	30

#### (2) 汚染井戸周辺地区調査

令和2年度は、調査を実施した井戸はありませんでした。

## (3)継続監視調査

過去に汚染等があった井戸について、汚染物質の推移の調査を実施しました。

市	1	2	3	4	⑤	6	
町	高	室戸	南	±	香	佐	合
村	高知市	市	国市	土佐市	香美市	町	計
名	.,,	.,,	.,,	.,,	.,,		
調査	7	1	2	2	4	1	10
井戸数	/	'	3		4	'	18

# 3 検出状況

## (1) 概況調査

令和2年度は、芸西村の1井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過 していました。

なお、環境基準未満ではありますが、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が28井戸、 鉛が3井戸、ふっ素が5井戸、ほう素が16井戸で検出されました。

項目	基準値 (mg/I 以下)	濃度範囲 (mg/l)	調査井戸数	検 出井戸数	基準超過 井戸数	検出された地点 (井戸数)
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	~ 13	29	29	1	調査を実施したすべての地点
鉛	0.01	~0.001	29	3	0	芸西村、いの町、日高村
ふっ素	0.8	~0.10	29	5	0	高知市、安芸市、南国市、 土佐市、芸西村
ほう素	1	~0.05	29	16	0	高知市(5)、室戸市、安芸市(2)、 南国市、四万十市、奈半利町、 芸西村、佐川町(2)、越知町(2)

## (2)継続監視調査

室戸市の1井戸でテトラクロロエチレンが、高知市の1井戸で硝酸性窒素及び亜 硝酸性窒素が、高知市の1井戸でほう素が環境基準を超えて検出されました。 その他の井戸については、環境基準以下でした。

項目	基準値 (mg/I以下)	濃度範囲 (mg/I)	調 査井戸数	検 出 井戸数*	基準超過 井戸数	検出された地点 (井戸数)
クロロエチレン	0.002	0.0018	5	1	0	香美市
1,2-ジクロロエチレン	0.04	~0.029	7	2	0	室戸市、佐川町
トリクロロエチレン	0.01	~0.003	7	2	0	室戸市、佐川町
テトラクロロエチレン	0.01	~0.075	7	6	1	高知市(2)、室戸市、 香美市(2)、佐川町
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	~13	8	8	1	高知市(4)、南国市、 土佐市(2)、香美市
ほう素	1	3.8	1	1	1	高知市

※基準超過井戸数含む

## 4 用語解説

#### ○テトラクロロエチレン

化学工業製品の合成原料、溶剤、洗浄剤など広い範囲の用途に使われています。 また、ドライクリーニング溶剤として現在も使用されており、難分解性のため自 然界に残留して深刻な土壌・地下水汚染を引き起こしています。揮発性で、大気 中に放出されるため、人への健康被害も懸念されています。

人の健康への影響としては、肝臓や腎臓への影響や、発ガン性の疑いなどが報告されています。

#### ○六価クロム

イオンの価数が六価のクロムを六価クロムといいます。六価クロム化合物には 多くの種類があり、それぞれ顔料、染料や塗料に使われるほか、メッキや金属表 面処理などに使われています。環境中へ排出された六価クロム化合物は、河川、 海、土壌、水底の泥に存在していると考えられます。土壌中に入った六価クロム は、少量の場合は還元されて三価クロムに変化しますが、大量に入ると六価クロム ムのまま土壌中に存在したり、地下水に入ります。

人の健康への影響としては、発ガン性の疑いや、毒性として溶液に触ることに よって炎症が生じることなどが知られています。

#### ○硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、硝酸イオンのように酸化窒素の形で存在する窒素で、通常は環境中に広く低濃度で分布し、自然の窒素循環の中でバランスが保たれています。しかし、近年、全国的にも地下水中の濃度が高くなっており、一般的には、過剰な施肥や家畜排せつ物の不適正処理、生活排水の地下浸透などが原因であると言われています。

飲料水などに多く含まれていますと、血液の酸素運搬能力を阻害するメトヘモ グロビン血症を引き起こすなど、人の健康を害する恐れがあります。

### ○ほう素

ほう素は、単体では自然界に存在せず、ほう酸やほう砂などの化合物として存在しています。環境中においては、地殻中に約10ppm、海水中に約4.5mg/L含まれており、特に温泉水中に比較的高濃度で存在することが知られています。

ほう素による地下水汚染源については、自然由来のものとして温泉水、化石海水の浸入、海成堆積物からの溶出が、人為由来のものとしては電気めっき業やほうろう釉薬製造、温泉水を利用する旅館業からの排出が考えられます。

高濃度の摂取による人への健康被害としては、嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気などの症例が報告されています。

【参考】地下水質環境基準及び適合状況

項目	基	準 値	調査井戸数	不適井戸数
カドミウム	0.003	mg/1以下	29	0
全シアン	検出さ	れないこと	29	0
鉛	0.01	mg/1以下	29	0
六価クロム	0.05	mg/1以下	31	0
砒素	0.01	mg/1以下	29	0
総水銀	0.0005	mg/1以下	29	0
アルキル水銀	検出さ	れないこと	-	_
РСВ	検出さ	れないこと	24	0
ジクロロメタン	0.02	mg/1以下	36	0
四塩化炭素	0.002	mg/1以下	36	0
クロロエチレン (又は塩化ビニルモノマー)	0.002	mg/1以下	34	0
1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/1以下	36	0
1,1-ジクロロエチレン	0.1	mg/1以下	36	0
1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/1以下	36	0
1,1,1-トリクロロエタン	1	mg/1以下	36	0
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	mg/1以下	36	0
トリクロロエチレン	0.01	mg/1以下	36	0
テトラクロロエチレン	0.01	mg/1以下	36	1
1, 3-ジクロロプロペン	0.002	mg/1以下	36	0
チウラム	0.006	mg/1以下	29	0
シマジン	0.003	mg/1以下	29	0
チオベンカルブ	0.02	mg/1以下	29	0
ベンゼン	0.01	mg/1以下	36	0
セレン	0.01	mg/1以下	29	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	mg/1以下	37	2
ふっ素	0.8	mg/1以下	29	0
ほう素	1	mg/1以下	30	1
1,4-ジオキサン	0.05	mg/1以下	29	0
計			48	4

注1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、 最高値とする。

<sup>2 「</sup>検出されないこと」とは、昭和46年12月環境庁告示第59号に定める方法により測定した場合において、結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。